

ページでございますが、そこにおきましては養成校2年課程の方々や短大とさまざままでございますが、112名の方々から御回答をいただきました。そのうち専任講師として活躍されている方が、81.3%ありました。

それらの方々について、それぞれ質問をしたところでございますが、19ページを御参照ください。現在の養成課程1650時間に対して十分かと問うた設問でございますが、今まで十分だと思いますかということで、十分そう思う、あるいはそう思うと答えた方々は、そこにありますように14.3%でした。

そう思わない、あるいは十分思わないと答えた方々が、66.1%いらっしゃったということについて、ぜひ今後の養成機関についても、御参考にしていただきたいと思っております。

現場で実際に介護福祉士として、介護教員として指導している教員の方々の66%以上の方が、そうとは思わないというふうに答えていることについて、ぜひ皆様御参考にいただきたいと思っております。

その理由ということでそこに書いてありますように、1650時間で十分でない理由については、時間数の問題ととらえる記述が多かったのですが、それだけではなく、教育内容やカリキュラムの質の充実が必要であるとの回答が多かったところでございます。

具体的な意見として19ページにたくさん書いてございます。やはり現実においては介護技術すべて一通りやるのみで時間が不足している。あるいはこれまでの議論にありましたように、やはり在宅あるいは自立支援法、そういうものの教授の必要性を感じるという声がありました。

さらには内容の充実として、これまでの議論にあったような御意見があったところでございますが、20ページを御参照いただきますと、特に実際に不足している内容は何なのかというと、実習時間の内容について回答された方々が16%いらっしゃいました。そしてまた不足している教科内容としては、医学知識やコミュニケーション、認知症ケア、ターミナルケア、自立支援といった内容になっています。

21ページからも、さらに必要な内容や科目についてそれぞれ答えて記述しておりますが、ぜひ現場で現に働いております介護福祉士及び教員として活躍している介護福祉士の意見を、今後の検討の中に生かしていただきたいと切に願っております。

次に本日の資料につきまして、3点ほど意見がございます。まず資料2の3ページでございます。介護技術講習会について触れられておりますが、資料の中身でありましたらこのまま、現行同様ということになっておりますが、今後の課程、特に実務経験ルートにつきまして、一定の養成課程を生かすのであるならば、今後のことについては変更あるいは検討すべき事項ではないかと思っております。

すなわち、実務経験ルートに、そこにありますように養成課程、内容等についてはこれから議論されるかと思っておりますが、養成課程を課すのであれば、そこにおける介護技術講習会の意味は何なのかということが、明確になっていないのではないかというふうに思っております。

もう1点、資料3の4ページでございます。そこに実施時期につきましては、新しい教育内容の実施については、養成施設等の準備等を考慮して十分な準備期間を充てることが必要であるというふうにあります。ここにおいて十分な準備期間とは、どれだけの期間な

のかが不明確でございますが、むしろこの後の議論は、どのように進めるのか、お聞きしたいところでありますけれども、やはり今現場においております者の実感は、介護保険制度の導入以降、大きく国民の意識が変わった、ニーズも変わった現状においての準備期間、変わった中において介護福祉士の養成のあり方を見直そうというのが、今回の検討会の発端ではなかったかと思っております。さらに一定の方向を出しながら、かつ十分な準備期間というのは、いかほどのものかということについて、少しお聞かせ願えればと思っております。

次に資料4の3ページでございますが、そこにおいては実施指導者の養成について触れられております。現行について考え、今後拡大の見直しということで書かれておりますけれども、私どもとしましては、先ほどの1300余りの会員の声でございますけれども、ぜひ実習指導者の方々に関しましても、そういういた養成について、質の担保ということについて、一定の養成、何らかの研修とか講習会を課すべきではないかと思っております。

そういう意味で、現在行われております全社協においての介護福祉士の養成実習施設の実習指導特別研修課程というものが、ここ一ヵ所のみというのが現状でございますから、今後そういういた養成機関においてもやはり拡大ということが求められるのではないかというふうに考えております。以上です。

(京極座長) 重要な御指摘もございました。後でまとめて。では國光委員の御発言の後に事務局からお答えください。

(國光委員) 資料3の2ページと後ろの方の6ページが関連する中身になると思します。2ページの基礎科目の中の4つ目の○でございます。制度に関する科目ということで、各法、社会保障の制度などを、整理統合しながら知識を学ぶと記載されておりますが。これにぜひ追加していただきたいものとして、さまざまな施設におきましても、在宅におきましても、サービス利用が契約ということになっている現状がございます。今後これはますます進んでくると思っております。

その中で利用者の権利について、いろいろな角度から擁護する、あるいは回復をすることを、消費者保護に関する知識等の各法の規定も、ぜひ基礎科目の中に入れていただきたい。そうでないと利用者の主体性が、理念と尊厳ということだけでは守られないし、それがまた質の向上にリンクしていくと考えております。以上です。

(京極座長) ではこの辺で、一段落をして事務局からお答えをいただきます。田中委員からいろいろ御質問が出ましたので。

(矢崎課長) もちろんきょうの検討会でいろいろと御議論をいただきまして、それも踏まえて、また考えていきたいと思いますが、何点か今の段階での私どもの考え方を、御説明します。

まず廣江委員からの業務独占の関係ですが、これは法制定当時の議論から、当然ながら御自宅で親御さんを介護するというような行為もあるので、業務独占というような形にはならないと思います。ただ任用資格として、この介護福祉士の資格をどう使っていくのか、介護保険法の改正に際しては、基本的には介護福祉士資格をベースにするというような御提言がありますけれども、そういういたとらえ方をしていくのかなと思っております。

廣江委員からの2点目、福祉系高校の話でございますが、これは御説明申し上げましたように、基本線は教育内容の充実をしていただいて、3年卒業時あるいは4年専攻制とい

うパターンをとられるところもあると思いますが、そういう道をメインルートとして考えているということでございます。

田中委員からも縷々いろいろアンケートに基づいたお話をいただきました。もちろん具体的なシラバスの内容等は、先ほども御説明しましたように、今後いろんな有識者、実務家の方からなるチームをつくって、きょうの御議論も踏まえてまた取り組んでいきたいというふうに考えております。

その中で実技試験の話が出ました。これは中島先生のお話とも通じると思います。これは基本的には、なるべく介護技術講習等々あるいは養成プロセスの中で対応していくというふうには考えてございますが、実務経験ルートの教育内容につきましては、これは御説明しましたように、2年の養成課程をベースにして、その上でどういった内容にしていくかという順番で考えていきたいというふうに思っているということあります。

それからシラバス変更に対する準備期間ですが、これももちろんシラバス自体をつくる作業とともに、実際それぞれの養成校、大学、福祉系高校において、それに合わせてやつていっていただくという作業が当然生じますので、それに対応できるような時間というものが必要ではないかと考えています。

また、制度改正全体のことを申し上げますと、例えば御提案申し上げておりますように、養成校の方にも試験を課すということであれば、やはり法改正前に入学された方の試験なしで資格取得できるといういわば期待権をどう考えるかという点もあります。あるいは先ほどもお話に出ましたけれども、実務経験ルートで一定の教育プロセスを、養成校なり、通信教育でつくると申し上げても、実際それだけの機会を準備する時間も必要です。このように、やはり一定の時間的なものはどうしてもいるのではないかと思います。

なお、今御提案申し上げているような事項というのは、法律改正事項も入ってまいりますので、来年通常国会に、法律案として御提案し、国会での御議論も踏まえて、それからというような時間も必要でございます。

いずれにしましても一定の時間的目標を維持しつつ、かといって現実が破綻しないよう、そういうタイムテーブルをつくって、もちろん私どもとしても速やかに対応したいと考えておりますが、そういう総合的な作業をしたいというふうに思っております。

それから指導者養成でございますが、当然ながら委員御指摘のように、なるべく地元に身近なところで受けられるようにするというのは大事だと思います。これは廣江委員もおっしゃっていましたけれども、研修に出しやすいという意味でも、なるべく身近なところで展開できるという要素は、大事だと思います。いろんな予算制約もございますので、御指摘を踏まえて、極力取り組みを進めたいと思っております。

それから國光委員の消費者保護法等のお話ですが、具体的に基礎科目についてもどういうことを教えていっていただくかは、今後シラバス検討チームでやっていただくと思いますが、御指摘の点も踏まえて、検討したいというふうに考えております。

(京極座長) 最後の点に関しては、基礎科目の中で、例えば介護実践の基盤となる、国民的権利などとか、など規定で具体的に入れるとか、何かそういう具体的なことをちょっと入れてはどうかと。それでは樋口委員。

(樋口委員) 田中委員がアンケート調査について御発表になりましたので、私ども高齢社会をよくする女性の会も、ほとんど同じ時期でございますけれども、3月から5月に

かけて、そろそろものを言う高齢者、ものを言う要介護者が出てこなければならない時代と思つておりますので高齢者自身の介護者への要望を聞いてみました。アンケート調査の多くがもちろんこれは大事なことですけれども、行政がやろうと専門家がやろうと、提供者側からのアンケートが多いんですね。これは私どもの会でもないと、要介護者の声はなかなか聞けないだらうと思ひまして、今回よい機会だと思いましたので、どのような介護者を望んでいるか、仮に見当外れなものでありますても、現実に介護を受けているお年寄りが、こう望んでいるということを明らかにしたものです。

家族と要介護者両方に、セットでアンケート用紙を、全く同じものを送りました。要介護者で答えられない方はいいですよということで、回収いたしました。ここにございますようにこれは会員のみならず、会員から縁故でもって、スノーボール式の調査でございますから、実態の一端をとらえるということでございます。意外なほど358人の要介護者からの答えが返つてまいりました。家族を入れると784人になります。

回答者の属性はここに書かれているとおりですが、在宅人が8割、施設が2割ということで、男女別は介護者はやはり8割以上が女性ですが、要介護者は6対4というような男女比率でございます。

2枚目でございますけれども、私どもは介護職員に必要な資質を人柄と専門性技術に分けて、たくさんの選択肢を持って聞きました。皆様にお配りしたものの中には、家族的回答と要介護者の回答と分かれています。そして多答式の集計表にAとBがございますが、Aは3問選択で出てきた答えをすべて、Bの方はその中で最も重要と思われるものに○をつけてもらった答えでございます。

アバウトなことを申し上げますと、私は結果として、きょう案として事務方から出されました今度の介護福祉士のあり方に対する大まかな方向と、家族や要介護者の思っていることも、そう大幅にずれていなかつたことに、むしろびっくりいたしております。

介護職員に大事な人柄というのは、ベスト5にあるように、仕事に喜びを持って、責任感があつて、話を聞いてくれて、まず第1に対応が優しい。口がかたいというのも大事です。

介護職員に必要な専門技術。これは本当にびっくりしました。状態の変化に応じた介護というのが、どちらからも断トツの1位です。身体介護が上手というのも、まだ多いです。相談事への対応、ケアマネ等との連絡、それから第5位に認知症など専門知識というのが入ってきて、この5年間の介護の重度化かとかそういうことがやはり在宅の現場にもはつきり出ているんだなということがよくわかりました。

それからこれはお年寄りは知らないという答が多いのではないかと思ったんですけれども、今介護に来ている職員すべてについて、どんな資格を持っているかと聞いたら、私は意外に「知らない」が少ないとthoughtいました。要介護者は来ている人の資格は知らないという人が29.3%、家族は14.4%です。割によく知っているんだなというのが私の印象でございました。職種職位別で多い順にはヘルパー2級、ケアマネ、介護福祉士、看護師、ヘルパー1級という順でございました。

望ましい介護職員の養成課程。8割が在宅のお年寄りだという前提でお聞きいただきたいと思うんですけれども、やはり一番希望が高かったのは、実務経験のある中高年の有資格者が1位です。家族の方が要介護者より多かったです。2番目が、人柄がよく経験があ

れば、資格は問いません。これは、家族よりも要介護の方が多かったです。3番目が、現行の中心である専門学校、短大の専門コースということでございました。こちらは家族の方が多かったです。

国家試験の必要性は必要が39%、ほとんど4割近くで、必要でないを上回っております。特に家族は、半分が国家試験の必要性を認めておりまして、もちろんどちらも第1位であって、わからないなどを上回っております。こちら辺は今回の方向性に似できてしまうんですけれども。

状態が悪くなったとき、介護を受ける場としては、要介護者も介護者も一に自宅。第二位は要介護者は、病院。家族は福祉施設というようにはっきり分かれました。

これで私どもがつくづく思いますことは、やはり今回の報告でそうお願いしたいのですけれども、中年から学び始める人々が、現場で学びながら資格を取っていくコースというのは、やはり今も二大潮流でございます。やはり養成課程の多様性といいましょうか、そういうコースはしっかりと残していただきたい。現在の要介護者は、そういう人にしか見てもらっていないからそう思うのかもしれないけれども、言ってみれば中高年の経験のあるおばさん上がりが、しかししっかりと研修を受けて資格を持ち、専門知識を身につけた人というのを求めております。

中には外国人労働力とかそういうことも調べておりますから、どうぞごらんくださいませ。

これからクロスをかけて、在宅の人と施設にいる人との違い。それから要介護度の高い、低いによる違い。このあたりはクロスをかけたらおもしろいと思います。また自由回答に今度の介護保険制度改正に対する大変おもしろい意見が続出しておりますので、これらをきちんとまとめました上で、また記者クラブから配布させていただいたり、関係官庁に提出いたしたいと思っております。

それから私たちは設問で聞きそびれたんですけども、男性介護者の問題があります。中高年、特に女性の養成課程をしっかりと残してほしいということと同時に、介護者の性別は男性でもどちらでもいいという答えがそれなりに多いのです。団塊の世代がこれから地域にどつと戻ってくるときに、この人たちが介護のどこを担い得るかということを聞けばよかったですと思っております。

私は団塊の世代は、男介の世代と呼んでおります。これは男性が介護する時代ということでございます。そのような、どの分野で団塊の世代たちが介護にコミットできるかということも、これから課題ではないかと思っております。

報告は以上でございますけれども、意見を2つばかり述べさせていただきます。皆様がおっしゃったとおりで指導者の養成ということについて、私は高橋先生のお話を聞いて高校ではしっかりとした教育をやって多様な進路を持った子供さんたちが出ているということを、とても心強く思っているんですけども。やはり高校の先生方の資格と、それから養成校の先生方の資格というか、資質、知識、情報、などがすごく違うのではないかということがちょっと気になっております。

高校の先生が、どれだけ現場を御存じなのか。あるいは養成校の先生が、高校教員が持つような、言ってみれば学術的なことも含めての高い教養というか知識をお持ちなのか。私はこちら邊をお互いに乗り入れてさせていただきたいなと思っております。

情報公表について、廣江先生がおっしゃいましたように、現場が大変だということは、百も承知しておりますけれども、また実習の仕方を大いに厚生労働省が、少し間に立って調整していただきたいと思うのですけれども、やはりこれからの施設というのは、次代の労働力の養成のために貢献するということは、オーバーなことを言うと義務づけられてもいいのではないかぐらいに思っております。

これは私が前にお手伝いさせていただいて、もう既に改正介護保険法の中に認められておりますが、中島先生と御一緒にやらせていただきましたけれども、介護保険事業者情報公表というものがありました。あの中に例えば特養とか福祉施設、事業所の中に、実習を受けて入れているかいないかという項目を、ぜひ情報公表の項目の中に入れてほしいと願っています。すでに資格要件ができて有資格者がどれだけいるかという項目は入りました。労働条件なども入りました。

実習については、ほかのさまざまな法制度改正とタイアップしながら、実効のある制度にしていただきたいと思っております。

それからキーワードがたくさん出てきて、例えば私なども力説しました生活とかコミュニケーションということばを入れていただいたことは、とてもありがたいと思っております。

だけどきょうちょっとお話が出ていたように、尊厳ということを具体的に守っていくまさに消費者保護の問題、利用者保護の問題。それから地域という視点が実は大事なのに、介護保険法改正の全体の制度のキーワードは、私は一番大きいものは何かと言われたら地域じゃないかと思っておりますが、そこがちょっと希薄だったかなという気がいたしております。長くなりましたが、ありがとうございました。

(京極座長) 調査に基づく貴重な御意見ありがとうございました。養成校のことで私もちょっとついでに、座長の立場でというよりも、一委員の意見として一言。

高校は養成校としての位置づけではないと思います。大学は、4大であっても養成校として、教員資格その他縛りがありますけれども、これは社会福祉士制度がスタートした時点では、従来の高校の福祉校、当時は保育が主だったと思うんですけれども、そこが十分に対応できるようにということで来たんですけども。

今後のことを考えると、文部科学省所管だから一切縛らなくていいということではなく、矛盾があるって。4大は養成校で縛っておきながら、高校は余り縛られないというの、これは文科省と厚労省の話し合いで、一部やはり養成校としての要素を持っていかなければいけないのではないかという感じもします。

これは、高校の先生から言わせるとんでもないと。厚労省の干渉だというように受け止めるかもしれませんけれども、一般の方から見ますと、何でなんだという疑問はあります。この点は、樋口委員の質問と合わせてお答えいただければと思います。

(矢崎課長) 福祉系高校の教員というお話だと思いますが、御説明の中でもいたしましたが、今回これまでの御議論を踏まえて、シラバスを見直す中で、どういう方が教員にふさわしいのかというのも、また見直していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、シラバスの見直し、あるいはそういった教員の方というのは、私どもとしても、文科省さん、あるいは福祉系高校の方々とも、十分意思疎通をして進めていきたいと考えています。目標は特に高橋委員も言われましたけれども、養成校、

高校、大学を通じた全体のレベルアップということだと思います。規制をどうするかという問題は別にしても、実質的にそれぞれレベルアップを図る、そんな対応を文科省さんとも相談をしながらやっていきたいというふうに思っています。

(京極座長) 私もちょっと言葉が足りなかつたんですけども、高校は、高校教諭という資格を取っておりますし、大学は教授会等で教員になる資格は、大変厳しいものですから、養成校はそこはやや不明瞭なので、かなりかたく縛ったという経緯が、あつたと思います。

和田委員、それから高橋委員。

(和田委員) 先ほどの樋口委員のお話にも少し関連するんですけども、資料2の3ページのところ、②番の実務経験ルートについて、実務だけではなくて一定の養成課程を課すということ。それから4番の実務経験ルートのうち、ヘルパー研修の見直しによって基礎研修を行って、それを修了した者については、2年で国家試験受験資格を付与するとなっています。

先ほど基礎研修プラスアルファというお話も出ました。この2つは、内容的には、検討が今後されていくと思うんですけども、ほぼ同じような内容になり得る可能性もあるのではないかということです。確かに基礎研修を受けた上で実際の仕事に入ってもらうということを確立していくことが、基本的には重要だと思うんですけども、この2番と4番の中身について、もう少しすり合わせをして、整理をする必要があるのではないか。

同じ実務経験というふうになりながら、3年と2年ということもあって、この辺のところの検討が必要ではないかということが一つ。

それから実際には、例えば通信教育のようなことをしないと、どこに住んでいてもこういう研修を受けるというのは、なかなか難しいのではないかと思います。その場合、実際の身近なところでスクーリングとか実習が行われるようにするためにには、相当いろんなところとの協力体制を組んで、だれでもその気があれば、こういう研修が受けられるような体制を全国的につくっていかないといけない。養成校だけですと、かなり偏在していますのでなかなか難しいことがあるのではないか。

それから私の立場から、この資料3の2ページのところで、先ほどもお話があつたんですけども、基礎科目と「こころとからだのしくみ」、介護、この3つにするということになっているんですけども、介護福祉士がソーシャルワークの社会福祉士に少し引っ張られているのではないかというふうに私は前に発言したんですけども、一方でやはりそういう側面も大事なところがあるのではないか。ソーシャルワーク的なところが非常に重要なではないか。

先ほども例えば地域とか家族とかそういうものとの関係を、しっかりと理解しておくというようなことが必要ではないかという発言があつたのですが、そういう側面が、どこに入ってくるかというと、基礎科目の中に入れられるのか。あるいは今は「こころとからだのしくみ」となっているのですが、多職種協働というところが「こころとからだのしくみ」の一つのねらいだとすると、その中に入れるのか。少し検討していただきたいと思います。そういうことを考えていただきたい。

それからその次の3ページ、これは文言上の問題なので、大した問題ではないんですが、4つ目の〇のところの最後、「単独で介護ができるようにする」と書いてあるのですが、

個別ケアのことかなと思われます。単独というとヘルパーさんのイメージが強く出てくるので、むしろ個別ケアをするためには、その人の心理的な面とか社会的な面も含めて、適切な判断をしながら進めなければならないということになるのではないかと思います。

ちょっとこれは後で説明していただければと思うのですが、4ページのところで、2年課程を基本として検討して、他の養成課程の教育内容については作業チームとなっているのですが。他の課程だけが作業チームなのか。そのところがちょっとよくわからなかつたので、後で御説明いただければと思います。

それから資料4ですけれども、3ページのところに、入所実習施設の「望ましい基準」というのが出ています。先ほどから、ユニットケアなどの話もいろいろ出てきているので、ユニットごとにリーダーを置いて、実習指導ができるような体制を持っているということも、入れておいていただければいいのではないかと思っています。

それから実習指導者がいても、なかなか現場のフロアごとにそういった人がいないという話がよく出でます。廣江先生のところなどは、新人を1年をかけて一人前に育てる仕組みができますけれども、そういう仕組みをちゃんと持っているような、初任者の教育プログラムを持っているところというのも、非常に重要ではないか。

それは結局は、実習指導の中身を非常に充実したものにする可能性があるということで、考える上でそういう点もプラスして考えていただければと思っています。以上です。

(京極座長) たくさんの方の貴重な御助言をいただきました、事務局で答えられるところだけについてお話をいただいて。次に移っちゃうと論点がずれてしまう恐れがありますので、よろしくお願ひします。

(矢崎課長) もちろん今後御指摘を踏まえ検討していくかなければいけないという点が多かったと思いますが、幾つか申し上げますと、お話がございましたように、実務経験ルートについての教育、これは、通信教育を含めてですが、実際に教育のチャンスが均でんするように、その体制はきょうお集まりの方々のような団体にも御協力をいただきながら展開していく必要があるだろうというふうに認識しております。

それからソーシャルワーク的な要素をどうするかということですが、制度的な知識とソーシャルワーク的なものについては、社会福祉士ほどのものは要求されないでしょうけれども、一定部分、特に直近の介護保険法、自立支援法の関係はいるだろうという認識です。それから現在でも社会援助技術といった項目がありまして、それをその中にどういうふうに再構成していくのか、介護技術の方で書くのか等々そういうことも検討していくたいと思います。

そういうシラバス・カリキュラムの検討ですが、ワーディングは十分適切ではありますかが、基本的にはこの検討会での御議論を踏まえて、有識者の方、実践家の方、そういう方からなるチームをつくってやっていきたいと考えています。その際に、やはりコア、ベースになりますのは、2年制の養成課程だと思いますので、その基本をしっかりと上で、応用問題として先ほどから御議論になっています、実務経験ルートでの一定の教育プロセスをどうするのか、それは介護の500時間というのも、一つの参考になると思いますが、そういうものも見ながら考えていきたいということあります。

それから望ましい実習基準とか、実習施設の基準等々につきましては、具体的には、そういう検討の中で考えていくことになるのではないかというふうに思っています。